

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県土木設計等委託業務検査規程の一部を改正する訓令	2
公 告	
○宅地建物取引業法による聴聞（住 宅 課）	2

-----  
規 則  
-----

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第15号**

**高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「別記第1号様式」を「国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拠様式」という。）」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」を「国準拠様式」に改める。

第1条の3中「国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拠様式」という。）」を「国準拠様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

**第1号様式及び第2号様式 削除**

別記第9号様式を次のように改める。

**第9号様式**（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

精神保健指定医の診察について（通知）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり精神保健指定医の診察を行います。

診察を受ける者	現在場所又は居住地		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
	日時		場所	
一次診察				
二次診察				

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**訓 令**  
-----

**高知県訓令第4号**

本 庁  
各出先機関

高知県土木設計等委託業務検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県土木設計等委託業務検査規程の一部を改正する訓令**

高知県土木設計等委託業務検査規程（平成13年4月高知県訓令第14号の2）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号及び第6条の2中「2,000万円」を「3,000万円」に、「1,000万円」を「1,500万円」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
**公 告**  
-----

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 聴聞の期日  
令和8年3月30日（月）午前10時30分
- 2 聴聞の場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 3 聴聞を受ける者
  - (1) 商号又は名称  
株式会社とさりあむ
  - (2) 代表者の氏名  
杷野 英一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
高知市棧橋通二丁目8番5号
  - (4) 免許証番号  
高知県知事（5）第2524号
  - (5) 免許年月日  
令和5年3月19日